

○感染症又は忌引による試験欠席者の取り扱いに関する申し合わせ

平成20年12月10日 第8回学務委員会

改正 平成21年 7月 8日 第4回学務委員会

改正 令和 5年 7月 19日 学務委員会

- 1 この申し合わせは、茨城県立医療大学履修規程[平成7年4月6日医療大訓第24号]（以下「履修規程」という。）第8条第1項の規定により提出される試験欠席承認願の欠席理由が、学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）第19条第1項に定める感染症の罹患（以下「感染症罹患」という。）又は親族の死亡による忌引（以下「忌引」という。）による場合の取り扱いを定める。
- 2 履修規程第8条第2項の規定により試験欠席承認願の提出にあたって添付される書類は、感染症罹患の場合は医師の診断書、忌引の場合は会葬礼状等とする。
- 3 履修規程第8条第3項の規定により、学務委員会が正当な事情と認める場合において、試験欠席を承認できる期間の上限は次のとおりとする。
  - (1) 感染症罹患の場合は、別表1に定める期間
  - (2) 忌引の場合は、別表2に定める期間

付 則

この申し合わせによる取り扱いは、平成21年1月1日から施行する。

付 則

この申し合わせによる取り扱いは、平成21年7月9日から施行する。

付 則

この申し合わせによる取り扱いは、令和5年5月8日から施行する。

## (別表1)

## 感染症における出席停止期間（学校保健安全法施行規則第19条適用）

分類	伝染病の種類	出席停止期間の基準	備考
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属のSARSコロナウイルスであるものに限る。) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ」、「指定感染症」及び「新感染症」	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	解熱した後二日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで	
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	第三種と同じ取扱い	
	※ただし、病状により医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。		
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	病状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで	

(別表2)

忌引日数表

死亡した者		日数	備考
配 偶		10日	
血 族	一親等の直系尊属 (父母)	7日	
	同 卑属 (子)	5日	
	二親等の直系尊属 (祖父母)	3日	
	同 卑属 (孫)	1日	
	二親等の傍系者 (兄弟姉妹)	3日	
	三親等の傍系尊属 (伯叔父母)	1日	
姻 族	一親等の直系尊属	7日	
	同 卑属	1日	
	二親等の直系尊属	1日	
	二親等の傍系者	1日	
	三親等の傍系尊属	1日	

注1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。

注2 葬祭のため遠隔の地におもむく必要のある場合に、実際に要した往復日数を加算することができる。